

別添

Google Workspace for Education Plus ライセンス
調達業務仕様書

鳥取県教育センター

1. 総則

1. 1 概要

現在発注者が利用している、Google 社の Google Workspace において、Google Workspace for Education Plus（以下「Education Plus」という。）のライセンスを調達、導入支援をするものである。

1. 2 納入場所

鳥取県教育センター教育 DX 推進課（鳥取市湖山町北 5 丁目 201）とする。

1. 3 発注者

本仕様書でいう発注者は、鳥取県教育センター教育 DX 推進課をいう。

1. 4 使用期間及び納入期限

- （1）使用期間 令和 7 年 1 0 月 4 日から令和 8 年 1 0 月 3 日まで（1 2 か月）
- （2）納入期限 令和 7 年 1 0 月 3 日（金）

1. 5 本仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担で行うこと。

1. 6 ライセンスの登録

ライセンスの登録に必要となる情報については、発注者が契約締結後に別途指示する。

1. 7 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

1. 8 納入物について

次の表に記載する納入物を、納入期限までに発注者に納入すること。

表 納入物一覧

区分	名称	部数
ライセンス証書等	2 に掲げる調達ライセンスについて、名義、数量、有効期間を示すライセンス証書又はそれに代わる証明書類	1 部

2. 調達物品について

2. 1 ライセンス

Education Plus の最新バージョンとする。

2. 2 ライセンス名、数量

Google Workspace for Education Plus

【内訳】

ライセンス名	ライセンス数量
Google Workspace for Education Plus (指定品番)	50,600 ライセンス

なお、発注者が利用している Google Workspace のユーザー数は下記の通りである。

・鳥取県公立学校児童生徒数 (令和 7 年 5 月 1 日現在) : 50,571 人

・鳥取県公立学校教員数 : 5,336 人

・鳥取県教育委員会、市町村・学校組合教育委員会教職員 600 人程度

※教職員の Education Plus ライセンスは、児童生徒用ライセンス 4 ライセンス毎に 1 ライセンス提供される、教職員用ライセンスを使用する。

3 その他

- (1) 本業務には、ライセンス登録に係る作業費用も含めること。
- (2) ライセンスは、1. 4 の使用期間中利用可能な権利を有するものとする。
- (3) ライセンス申込の日付や契約名義について、契約締結後、別途発注者と打合せを行うものとする。
- (4) 現在発注者が利用中の Education Plus 51,500 アカウントのうち 50,600 アカウントが引き続き利用できるようにするとともに、発注したライセンスと統合できるよう手続きを行うこと。
- (5) 今回調達する Education Plus ライセンスを付与するユーザーは別途発注者が指示するので、受注者がライセンスの付与を行うこと。
- (6) Education Plus ライセンスを付与しない鳥取県教育委員会ドメインのユーザーを別途発注者が指示するので、引き続き Education Fundamentals ライセンスを利用できるように設定すること。
- (7) ライセンスの導入に関する以下のサポートを行うこと。なおサポートへの問い合わせは発注者のみが行うこととし、学校、市町村教育委員会から個別で問い合わせを行うことはしない。
 - ・メール及び電話で問い合わせ対応
 - ・Google 社へ確認が必要な場合の各種問い合わせ代行
- (8) 作業等において知り得た情報は、外部に漏らしたり他の目的に利用したりしないこと。

4 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 資料提供

ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、

発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。

イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

エ 発注者及び受注者は、アからウにおける資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(3) 追完請求権

ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本業務に係る契約で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ アの規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び本業務に係る契約の解除を妨げるものではない。

(4) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(5) 一般的損害

業務を行うにつき生じた損害（(6)のア又はイに規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(6) 第三者に及ぼした損害

ア 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

イ アの規定にかかわらず、アに規定する賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

ウ ア及びイの場合、その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者が協力してその処理解決に当たる。

(7) 守秘事項等

ア 本業務における納入物については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ ア及びイの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(8) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。

ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務にかかる契約金額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(9) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(10) 完了報告及び検査

ア 受注者は、ライセンスの納入を完了したときは、完了の日から10日以内に納入完了報告書を提出しなければならない。

イ 発注者は、アの納入完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に、納入の完了を確認するための検査を行わなければならない。

ウ 発注者は、イの規定に基づき検査を行った結果、合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

エ 受注者は、イの規定に基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。

オ イ及びウの規定は、エの再検査の場合において準用する。

(11) 契約金額の支払等

ア 受注者は、(10)のウ((10)のオにおいて準用する場合を含む。)の通知を受けた後、速やかに契約金額を発注者に請求する。

イ 発注者は、アの規定による正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る契約金額を受注者に支払う。

ウ 発注者が正当な理由なくイに規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数1日につき鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

(12) 違約金

発注者は、受注者が納入期限内に納入を完了できなかったときは、遅延日数に応じ、契約金額の額から既完了部分(受注者が既に納入完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、鳥取

県会計規則第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

(13) 任意解除

ア 発注者は、(14)又は(15)の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ アの解除に伴う損害賠償等については、発注者及び受注者が協議して定める。

(14) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても業務に着手しないとき。

(イ) 業務を遂行する見込みがないとき又は業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) 正当な理由なく、(3)のアの履行の追完がなされないとき。

(エ) (ア) から (ウ) に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として契約金額の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(15) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(ア) 業務の履行不能が明らかであるとき。

(イ) 業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 業務の一部の履行が不能である場合又は業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(エ) (ア) から (ウ) に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(14)のアの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(オ) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(キ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を

行ったと認められるとき。

- a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- b 暴力団員を雇用すること。
- c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- g 暴力団若しくは暴力団員であること又は a から f までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として契約金額の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

（16）解除の制限

（14）のア及び（15）のアの（ア）から（エ）までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、（14）又は（15）の規定による契約の解除をすることができない。

（17）賠償の予定

受注者が（15）のアの（オ）に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として契約金額の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

（18）専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（19）仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

（20）その他

- ア この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の一般条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。
- ウ 仕様書中の一般条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。